

平成22年 5月10日

姫路市長 石見利勝

コアゾーン等整備検討懇話会要綱を次のように定める。

コアゾーン等整備検討懇話会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市都心部まちづくり構想（平成18年3月策定）において整備の基本的な考え方が示されているコアゾーン（A、B及びCブロック）等（以下「コアゾーン等」という。）の整備構想を具現化し、整備を推進するに当たり、幅広く意見を求めるためのコアゾーン等整備検討懇話会（以下「懇話会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(調査検討事項)

第2条 懇話会は、次に定める事項について必要な調査及び検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) コアゾーン等のまちづくり指針
- (2) コアゾーン等への企業誘致方針

(構成)

第3条 懇話会は、20人以内の委員で構成する。

(委員の指名)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が指名する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種関係団体が推薦する者
- (3) 公募に応募した者
- (4) 市議会議員
- (5) 関係行政機関の職員

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、懇話会を主宰する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(懇話会の会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が参集を依頼する。

(事務局)

第7条 懇話会の庶務は、姫路駅周辺整備室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年5月10日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条の報告があったときに、その効力を失う。
- 3 最初に招集される会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。